大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設。ただし、別表第二に掲げる駐車場並びに大阪府が設置した住宅で、大阪府が大阪府から取得した公営住宅及びその共同施設を除く。

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。

（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。

（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。

（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。

（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。

（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年三月三十一日

大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内
大阪市住宅供給公社
理事長　鷺　恒三

和歌山県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成九年十月九日和歌山県条例第四十二号）別表第一及び第二に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

㈠　二で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地

ア　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理

イ　県営住宅等の修繕に関する業務、その他アに付随する業務

㈡　前号に掲げる団地以外の団地

入居者の募集及び抽選に関する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年三月三十一日

和歌山市十三番丁三〇番地
和歌山県住宅供給公社
理事長　下　宏

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務

㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年三月三十一日

高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　奴田原　稔

日高村営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　日高村に代わって村営住宅及び共同施設（以下「村営住宅等」という。）の管理を行う者

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う村営住宅等

日高村営住宅の設置及び管理に関する規則（昭和四十二年二月二十七日規則第一号）別表に掲げる村営住宅

三　一で定める者が行う村営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務

㈡　村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が村営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年三月三十一日

高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　奴田原　稔

第12期決算公告

平成28年3月31日
岩手県八幡平市大更第47地割34番地2
南部富士株式会社
代表取締役　森澤　良久

貸借対照表の要旨
（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,276
	固定資産	749,488
	合計	761,765
負債及び純資産の部	流動負債	30,113
	固定負債	63,734
	株主資本	667,917
	資本金	283,011
	資本剰余金	282,926
	利益剰余金	101,979
	その他利益剰余金	101,979
	（うち当期純利益）	(16,756)
	合計	761,765

第45期決算公告

平成28年3月31日
岩手県八幡平市大更第47地割34番地2
株式会社南部富士カントリークラブ
代表取締役　森澤　良久

貸借対照表の要旨
（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	97,254
	固定資産	626,442
	合計	723,697
負債及び純資産の部	流動負債	120,468
	固定負債	1,012,651
	株主資本	△409,423
	資本金	83,000
	利益剰余金	△492,423
	その他利益剰余金	△492,423
	（うち当期純利益）	(14,842)
	合計	723,697

第18期決算公告

平成28年3月31日
大阪府吹田市江坂町一丁目23番43号
シルバーエッグ・テクノロジー株式会社
代表取締役
トーマス・アクイナス・フォーリー

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	308,746
	固定資産	18,202
	合計	326,948
負債及び純資産の部	流動負債	73,271
	株主資本	253,676
	資本金	78,000
	資本剰余金	62,763
	資本準備金	62,763
	利益剰余金	112,913
	その他利益剰余金	112,913
	（うち当期純利益）	(48,351)
	合計	326,948